7月は「社会を明るくする運動」強調月間です 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な社会を築こうとする全国的な運動です。



犯罪や非行のない安全で

安心な地域社会を築くには、公共機関が各種施策を進めていくことはもちろんのこと、犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちの意欲を認め、地域社会の中に受け入れ、見守り、そして支えていくことが必要です。

犯罪や非行のない地域をつくるために、一人ひとりが考え、参加するきっかけづくりを目指しています。

社会を明るくする運動の一環として「愛の募金活動」を実施

7月1日/月、社会を明るくする 運動強調月間と青少年の非行・被 害防止特別強調月間にあたり、保 護司・更生保護女性会ほか関係団 体の皆さんで、街頭パレードを実 施します。

また、この運動に併せて、青少年の健全育成のための「愛の募金活動」を行っています。ご理解とご協力をお願いします。

問合せ=住民福祉課 戸籍福祉係 ☎76-5132

公共下水道・集落排水を利用している皆さまへ 排水設備に異物を流さないよう お願いします!

キッチンペーパーや生理用品など、水に溶けないゴミが原因で処理施設のポンプが停止してしまう故障が、各地区の処理施設でおきています。

処理施設を末永く使って頂くために、以下のものは 流さないでください。

【流してはいけないもの】

キッチンペーパー・生理用品・タオルなどの水に溶けないもの

問合せ=建設水道課 上下水道係 ☎76-1116

農薬の適正使用について

近年、農薬に関する事故やトラブルが増加しています。農薬を使用する場合は、周囲の安全、環境に十分配慮し、使用前には必ずラベルの記載事項を遵守し適正に使用しましょう。

- ◎近隣に住宅や学校、通学路がある場合には散布の時間帯を選んでください。また、飛散しない農薬を選ぶ、 風のないときに散布するなど配慮してください。
- ◎使用した農薬の空き容器などは農地に放置せず、適切に廃棄してください。

問合せ=農林商工課 産業振興係 2576-5133

児玉地区保護司会、児玉地区更生保護女性会 共催 第69回「社会を明るくする運動」 講演会のご案内

平成22年10月、TBSテレビ系列で放映された「塀の中の中学校」の舞台となった松本少年刑務所内中学校桐分校は世界に類をみない学校と言われています。同校で35年間教官として教壇に立たれていた「角谷敏夫先生」の講演会を開催します。ぜひ参加してください。

【日 時】 7月17日(水) 午後1時30分~3時

【会場】 埼玉グランドホテル本庄

【演 題】「学びと感動が人を変える」

【定 員】 396名(満席時、立ち見の場合あり)

【その他】 入場無料(事前予約不要)

角谷敏夫先生 プロフィール

ドラマ「塀の中の中学校」の企画協力出演、NHK 新日本風土記、深夜便明日への言葉、日本テレビドラマ「鉄窓の中の女教師」原案執筆、その他多くに企画出演、著書多数

問合せ=児玉地区保護司会事務局 (美里町役場 住民福祉課内) ☎76-5132

町からの補助をご利用ください

令和元年度 私立幼稚園就園奨励費補助金

町では、幼稚園児の保護者への子育て支援として、保育料を補助します。

補助対象者

美里町に住所を有し、お子さんが私立幼稚園 (町外含)に通園していて、市町村民税所得割額 が一定額以下の世帯のかた

補助額

第1子……保育料の一部※

第2子……保育料の半額程度※

第3子以降…保育料の全額

※第1子・第2子については、所得状況により補助額が異なります。

手続き

幼稚園にて「保育 料等減免に関する調

書」が配布されるので、必要事項を記入して幼稚園へ提出してください。

なお、平成31年1月2日以降に美里町に転入 されたかたは、前住所地の市町村民税課税証明 書(令和元年度分の市町村民税所得割額など明 記のもの)を添付し提出してください。

詳しくは下記までお問い合わせください。

問合せ=教育委員会事務局 学校教育係 ☎76-0201

7月は「青少年の非行・被害防止特別強調月間」です ~地域ぐるみで非行を防止しよう~

次代を担う青少年が心身ともに健やかに育つことは、県民全ての願いです。

最近の青少年を取り巻く環境は、インターネット上の違法・有害情報のまん延をはじめ、憂慮すべき状況にあります。

特に、学校が夏休みになる7月から8月は、子どもたちが非行に陥りやすい時期です。



7月2 青少年の非行・被害防止全国強調月間

そこで、県では、毎年7月を「青少年の非行・被害防止特別強調月間」と定め、市町村をはじめ、関係団体・家庭・学校・地域住民が連携し、青少年の健全育成を図るための運動を展開します。

この運動は、県民一人ひとりが青少年の非行根絶を願う気 持ちを身近な行動に移し、社会全体の取り組みにつなげてい こうとするものです。

県民としての取り組み

家庭の役割

家族の一員としての自覚の育成

学校の役割

子どもたちと地域の人々とのふれあいの場としての学校の創造

地域の役割

子育ての経験や知恵を生かした声かけ

社会全体の役割

子どもを健全に育てる環境づくり

問合せ=埼玉県県民生活部 青少年課 ☎048-830-2904

15 令和元年7月 広報みさと7月号 No.576 14